平成２６年（フ）第９９号
愛媛県松山市余戸東４丁目11番27号　コーポ竹ノ宮102号
破産者　久石　輝治
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
愛媛県今治市黄金町６丁目１番18号、前住所愛媛県今治市石井町１丁目６番32号
破産者　武村　正太
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１６１号
高知市赤石町66番地
破産者　山﨑　　良
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６２号
高知市赤石町66番地
破産者　山﨑　圭介
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３１号
北九州市八幡西区穴生４丁目13番14―201号
破産者　中嶌　敏和
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４０号
北九州市八幡西区西折尾町15―31コーポセントポーリア103、住民票上の住所福岡県遠賀郡岡垣町公園通り２丁目９番13号
破産者　織壁　公孝
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６５号
北九州市八幡西区本城東５丁目11番13号207
破産者　黒田五十鈴
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７９号
北九州市小倉南区富士見１丁目６番９号ヴィラージュ富士見Ｂ―101
破産者　住野　尊和
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２号
福岡県田川郡糸田町920番地82、住民票上の住所福岡県田川市大字伊田4271番地メゾンドホリ202号
破産者　山崎　　明
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１１号
熊本県天草市牛深町214番地　須口団地５―101号
破産者　鈴木　洋子
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１２号
大分県速見郡日出町大字川崎5435番地１
破産者　本田　順一
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
宮崎市清武町正手３丁目46番地　フジタ正手ハイツ202号
破産者　井ノ上　求
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１４号
宮崎市佐土原町下田島7824番地10　佐土原天神Ｔハイツ101号
破産者　濵砂　秀美
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３号
福島県双葉郡広野町大字下北迫字岩沢31番地81東京電力株式会社新広野単身寮Ａ―14―125号室、前住所宮崎県日南市南郷町中村乙3941番地１
破産者　松浦　康訓
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
宮崎県都城市志比田町4927番地
破産者　鎌田　一郎
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第８２号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目13番28号　リバーサイド永田105号
破産者　内村　裕三
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９１号
鹿児島県鹿児島市西紫原町27番地２
破産者　濱田　博行
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９６号
鹿児島県鹿児島市吉野町4144番地５
破産者　中園　真洋
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿児島市真砂本町25番２号　メゾン福島201号
破産者　建田　春菜
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２５号
鹿児島県霧島市隼人町真孝757番地
破産者　芝　　克己
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第２８号
東京都清瀬市中里５―97―２
再生債務者　香川　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第４号
福島県郡山市安積町成田字田向150番地の８
再生債務者　小田桐正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月７日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２６年（再イ）第１０号
広島県山県郡安芸太田町大字加計5697番地１
再生債務者　梅田　拓磨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１８号
福島県田村郡三春町大字御祭字幅遠内217番地の１
再生債務者　渡辺　祥生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月７日
福島地方裁判所郡山支部再生係